平成28年8月5日開催

高崎市第25回農業委員会 農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 2時00分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第25回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、3番、深井委員、4番、髙田委員、2名から欠席との連絡がありましたので、報告をいたします。

続きまして、農地部会委員の議席の指定について、高崎市農業委員会部会会議規則第6条第2項において、 一般選挙後新たに互選された部会委員の議席は、部会長が定めるとありますので、今、札の立っている席を議 席といたしますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

続きまして、農地部会調査班の設置について、高崎市農業委員会農地部会調査班設置要領第3条において、調査班は農地部会委員をもって組織し、各調査班の委員は部会長が定め、調査班ごとの互選により班長及び副班長を定めるとあります。別紙のとおり、班編成をいたしましたので、ご了承ください。なお、第1班につきましては、互選により班長及び副班長を選出してあります。

これより別紙に基づき、第2班及び第3班につきまして、班長及び副班長を互選により選出してください。 暫時休憩といたします。

休憩

再 開

- ○部会長 それでは、1班から3班まで班長及び副班長が決まりましたので、1年間よろしくお願いいたします。 次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよろしいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 1番、吉井宏之委員、10番、岸吉郎委員の2名を指名いたします。

書記の任命については、事務局、根岸主事を任命いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は貸し工場用地でございまして、景気悪化のため工場を建築できず今後も予定していないためとのことでございます。変更後の契約内容は賃貸借、転用目的は露天資材置き場でございます。新たな5条許可申請が同時に提出されております。議案書18ページのナンバー37の案件でございます。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は園芸施設用地でございまして、諸事情に

より計画が実行できなくなったためとのことでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅及び露天駐車場でございます。また、こちらについても関連案件といたしまして5条許可申請が提出されております。議案書22ページ、ナンバー51が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。
 - 審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。
- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 異議なしの声がありましたので、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 2番 契約内容は賃貸借、家族営農から法人経営に移行した〈申請地を法人で借り受けたいとの申請でございます。
- 3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 5番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。
- 6番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し営農の効率化を図りたいという申請でご ざいます。
- 7番 契約内容は交換、自宅近くの農地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。
- 8番 契約内容は売買、近接する牧場を買い受けるため申請地を牧草栽培地として買い受けたいという申請でございます。
- 9番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 10番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。
- 11番 契約内容は贈与、申請地を譲り受け耕作したいという申請でございます。
- 12番 契約内容は使用貸借、経営移譲をLた農地の設定期間が満了するため再設定をLたいという申請でご

ざいます。

13番 契約内容は売買、養豚業を営んでおり申請地を買い受けて飼料用の牧草やトウモロコシを栽培したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、公共事業の代替地として申請地を取得したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、15件でございます。この15件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

- ○6番前原委員 6番、前原です。この3番の議案なのですけれども、この住所地から申請地まで来るのは、これは何で来るのですか。この土地は未整備地なのです。この申請地は小型軽でも、もうトラクターでも入れないような軟弱で、トラクター、田んぼ道、落ちてしまうような道なのです。こういうところなので何でここまで農機具を運ぶか、それで何をつくるか。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 申請の中では、つくる作物につきましては、田んぼですので、稲という形で伺っております。また、車で6キロほどということで20分かけて来るということなのですが、そこの詳細なところについては、記載がこちらにはないので、一応、水田という形で伺っております。
- ○6番前原委員 これは、水田といっても、水が入らないのですよね。U字溝ではなくて、素掘りなのです。全部素掘りで、道路がもうはみ出してしまって、堀がみんな埋まっているような状態で、今現在ももう耕作放棄地なのです。これを耕作するということは、ちょっと不可能かなと思うのですけれども。その辺はまた耕作者に聞いてほしいのですけれども。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 申請地を確認しておりまして、そこは草が生えていたのですけれども、前原委員が言うほどの状態ではなかったというふうに事務局のほうは見ておりまして、そこについてはちゃんと耕うんすれば、耕作できそうな状態だよという認識でおりましたので、今伺ったものは事務局としては考えておりませんでした。
- ○6番前原委員 堀がもうない状態なのです。全部素掘りで。公図には残っているでしょうけれども、現状では堀がないような状態で水を上げるのは大変なところだと思いますけれども。それでもつくるというのだったら構いませんけれども。とういうふうにしてつくるかわかりませんけれども。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 水の件につきましては、再度、用水が絡んできますので、もう一度確認させていただきまして、また本件に

つきまして、恐らくなのですけれども、今回売買ということなのですが、譲受人の事情もあるのですが、渡人の事情 というものも結構大きいのかなと思っていまして、また耕作の今後の状態につきましては、事務局のほうから再度、 用水等、ちゃんとそこができるのかというのはもう一度確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

- ○部会長 よろしいですか。
- ○6番前原委員 はい。
- ○部会長 ほかに質問、疑問ありませんか。 会長。
- ○依田会長 この譲受人は前にも何回か3条で出てきていなかったっけ。競売のほうに出ていた。
- ○事務局 そうですね。
- ○依田会長 そうか、そうか。約8反非常に大きな面積を買って、農業をやるのだということなのだけれども、本人は何をやられている方なのですか。
- ○事務局 こちらの受人ですが、主に長野地区で田んぼをやっております。一部大類のほうでは、畑をやっているという形になります。経営農地のほうにつきましては、いずれもちゃんと耕作がされていると事務局のほうで確認はいたしております。
- ○部会長 よろしいですか。
- ○依田会長 前、競売ので出ていたんだね、この方は。
- ○事務局 はい。
- ○依田会長 はい、了解しました。
- ○部会長ほかに皆さんのほうから。
- ○全員 なし。
- ○部会長 よろしいですか。
- ○全員 はい。
- ○部会長 異議がなければ、承認してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を 求めます。

ナンバー1については、事前調査案件でございます。事務局ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添でお配りしてあります農地法第4条許可申請ナンバー1の審議資料のとおり進めさせていただきますので、ご用意いただきたいと思います。

では、審議資料の1枚目をごらんください。こちらは位置図でございます。図面の中央、やや上側に赤丸で囲んで示してあるところが申請地でございます。市立金古小学校から北西におよそ900メートルほどの位置でございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、2枚目が周辺の案内図でございます。図面中央付近ピンクのマーカーで囲まれている部分が申請地でございます。南側のほうを見ていただきますと川がありまして、その南側は市街化区域となってございます。ですので、申請地は市街化の区域等に隣接する10へクタール未満の一団の農地の中の土地でございますので、第2種農地に該当するものと考えられます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側、ホチキス止めのほうが北になります。ピンクのマーカーで囲まれている6筆が申請地でございます。申請地の北側は道路、東側と南側が畑、西側のほうですが、雑種地となっておりますのは、既に別の太陽光発電設備が設置されている土地でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。こちらは、図面の斜め左上方向、こちらが北となってございます。設置するパネルの枚数は、全部で1,540枚でして、50キロワット未満の低圧の設備が7セットという計画でございます。

造成につきましては、切り土、盛り土は行わないで整地をして利用するとのことでございます。

外周につきましては、安全対策として、高さ1.2メートルのネットフェンスでぐるっと囲みまして、北側のほうに1カ所出入り口を設けます。

また、草対策といたしまして、防草シート張りとします。雨水の対策としましては、図面上で濃い水色で塗られている部分がございますけれども、こちらが雨水浸透施設を示しております。この図面のように、申請地の南側の半分にパネルとパネルの間、もしくは周辺を囲むように設置をいたしまして、全て事業地内で地下浸透処理とする計画でございます。

おめくりいただきまして、最後、5枚目につきましては、設置するパネルとなっております。こちらは、参考までにごらんください。右側のページにあります6インチ多結晶の出力260ワットのものが使われる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は第1班の調査でございます。調査班長の吉井委員から報告をお願いいたします。
- ○1番吉井委員 農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人の弟と代理人、計2名の出席でした。

質問1 防草シートは全面的に使用するのですか。

回答 全面的にではなく、部分的に使用いたします。シートは透水性のあるものを使用いたします。

質問2 現地は、かなり雑草が茂っていました。周囲に迷惑がかからないよう対応をお願いしたい。

回答早急に対応したいと思います。申しわけありませんでした。

質問3 いつごろから耕作放棄された状態だったのですか。

回答 二、三カ月前までは草地ではありませんでした。それまでは知り合いに管理をしてもらっておりました。

質問4 雨水浸透施設はどのようなものでしょうか。集中豪雨があっても大丈夫でしょうか。

回答 市と協議した上でこのような計画となりました。パネルとパネルの間に溝を掘って浸透施設を埋め込みます。深さは1.5メートルくらいあり、十分に対応できる深さがあると思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。 質疑をお受けしたいと思います。どうでしょうか。

- ○全員 なし。
- ○部会長 ありませんか。

ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- ○部会長 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することといたします。 続きまして、一括協議に移りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。
- ○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 農家住宅を新築する土地と、今後農作業所兼納屋として利用する予定の現自宅との間の申請地を庭として利用したいという敷地拡張の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 自宅が公共事業の事業地に該当しているため申請地を新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。 以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては、4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長事務局の説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質疑をお受けしたいと思います。 どうぞ。

- ○18番青柳委員 18番、青柳です。この地積のところで登記面積と測量面積が大き〈違っているとある。これを訂正しないというのですけれども、これから今度は農地から転用になるわけだから、それのときには直していくということなのでしょうか。
- ○部会長 事務局、どうぞ。

- ○事務局 通常、分筆とかをすれば地積の更正というのはあるかと思うのですけれども、法務局のほうがどう捉えるかなのですけれども、太陽光設置した後、地目変更するかと思うのですが、法務局のほうで単に地目変更としてしまうのか、分筆とか伴わないので、恐らくこの地積で通してしまうのかなと思われます。ちょっとそこまでについては、確認しておりません。
- ○部会長これはのり面がすごくあるのですか。
- ○18番青柳委員 生原だから、ほとんど田んぼのあれ、平坦地。
- ○部会長 どうぞ。
- ○事務局 平らな土地でございます。
- ○部会長そのほかにどうでしょうか。
- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて幼稚園園舎を増築し、また園庭や保護者用駐車場を整備したいという幼稚園の敷地拡張用地の申請でございます。

それでは、別紙調査資料に基づき説明させていただきます。農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料と書かれた資料をご用意ください。

では、資料の1枚目をごらんください。位置図でございます。図面の中央、やや北側に赤丸で囲んで示してあるところが申請地でございます。上郊小学校から東におよそ230メートルの位置でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が周辺の案内図でございます。図面中央付近、赤い斜線で示された部分が、こちらが既存の宅地も含めました申請地でございます。西側のほうに農地の広がりが見受けられますが、10~クタール未満の一団の農地の中の土地でございますので、第2種農地に該当するものと考えられます。

続きまして、おめくりいただきまして、こちら公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側のホチキス止めのほうが北になります。この後、公図が4枚続いているのですけれども、1枚目のほうまずごらんいただきまして、赤い線で囲まれている図が事業地なのですが、既存の幼稚園の敷地のほうも含まれております。1枚目、こちらは事業地のうち南側部分の図面でございます。事業地の南側は道路、東側は宅地、西側は今回の渡し人所有の畑

でございます。

おめくりいただきまして、公図の2枚目ですが、こちらが申請地の北側の2筆でございます。申請地北側が公道でございまして、公道を挟んですぐ北は宅地となります。あとの公図2枚なのですが、こちらは南側の道路の、さらに南側の部分ですので、2枚飛ばしておめくりいただいて結構です。

ということで、全体の7枚目で、公図の後の図面が土地利用計画図でございます。こちらごらんいただきまして、図面の右側方向が北となっております。図面のほうは、横長の状態で真っすぐ見ていただきまして、左側のほうに建物がございます。それが既存の幼稚園の建物でございまして、この左側の敷地が既存の敷地でございまして、図面で見て右側の部分が今回敷地拡張をする部分でございます。拡張の内容ですけれども、まず既存の建物の北側に新しく遊戯室を増築いたしまして、これを渡り廊下でつなぎます。残った東側の部分ですけれども、こちらは土のままで残して園庭とします。さらに北側の部分の土地ですけれども、こちらはアスファルト舗装をいたしまして駐車場とします。車両の出入りは、北側の道路からになりまして、出入り口は2カ所設置します。普通車33台が駐車できる計画でございます。

申請地の外周につきましては、出入り口を除く周辺をぐるりと高さ1.5メートルのフェンスで囲いをいたします。

続いて、排水についてですが、雑排水につきましては既存の排水施設に接続をいたします。雨水につきましては、 敷地内にこの図面のとおり、排水用のU字溝と集水ますを設置いたしまして、道路側溝へ放水となります。

続いて、1枚おめくりいただきまして、次のページです。こちらが今回新築をする遊戯室の平面図でございます。さらに、もう一枚おめくりいただきますと、こちらが既存の園舎とあわせました全体の位置図、平面図となっておりますので、参考にごらんください。

おめくりいただきまして、最後のページです。こちらが全体の立面図でございます。こちらも参考にごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。
- ○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。

なお、当日は申請法人の理事長と職員、建設会社の担当者と代理人の計4名の出席でした。

質問1 施設を増やすということですが、園児の定員数も増えるのでしょうか。

回答 定員は80人なのですが、現在は100人おります。以前から、そのような状況が続いてきておりますので、定員数を増やした〈県に申請もしたのですが、敷地が足りないとかで難しいということでした。現状、大変手狭ですので、敷地を拡張したいと常々思っておりました。

質問2 駐車場の駐車台数は何台ですか。現在送迎で不便を来していることと思いますが、解消されそうですか。

回答 33台です。現在、園児の半数ほどは個人で送迎されておりまして、朝50台もの車が集まることとなり、大変 苦慮しております。近隣へのご迷惑もあったものと思いますが、これも解消できると思います。 質問3 申請地は既存の敷地よりも少し高くなっていますが、切り土をしたりはしないのでしょうか。

回答 切り土、盛り土はせず、現状の高さはそのままで整地して利用いたします。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入りたいと思います。 質疑をお受けいたします。

どうでしょうか。

- ○全員 なし。
- ○部会長 ありませんですか。

ナンバー1につきましては、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- ○部会長許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 取下。

3番 契約内容は贈与、自宅への進入路が狭いため、兄より申請地を譲り受け、使用したいという分家住宅の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが、子供も成長し手狭なため、申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、自宅の建てかえに合わせて敷地の拡張をしたいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般 住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいしているが自己用住宅を持ちた〈申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

- 11番 契約内容は贈与、申請地を姉より譲り受けて、庭用地として使用したいという一般住宅の申請でございます。
- 12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて高校野球部の関係者駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。
- 13番 契約内容は売買、道路の拡幅に伴い店舗及び住宅を移転することになったため申請地を買い受けて建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。
- 14番 契約内容は使用貸借、長年資材置き場として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていなかったため是正したいという露天資材置き場の申請でございます。
- 15番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 16番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 17番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 18番 契約内容は賃貸借、事業所に近接した申請地を借り受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。
- 19番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 20番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 21番 契約内容は使用貸借、申請地を父から借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 22番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、近々子供が生まれ手狭となるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 24番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり申請地を建売分譲住宅用地として買い受けたいという、建売 分譲住宅3棟の申請でございます。
- 25番 契約内容は売買、自動車販売業を営んでおり、事業敷地が手狭となってきたため、申請地を駐車場用地として買い受けたいという露天駐車場の申請でございます。
- 26番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり申請地を建売住宅用地として買い受けたいという建売住宅1棟の申請でございます。
- 27番 契約内容は使用貸借、自宅の老朽化に伴い申請地に農家住宅を建てかえたいという農家住宅の申請

でございます。

28番 契約内容は使用貸借、長年堆肥置き場として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていなかったため是正したいという堆肥置き場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが独立したく申請地を祖母より借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり勤務地に近い申請地を買い受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、火薬類製造業を営んでおり申請地を保安用地として取得したいという保安用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、火薬類製造業を営んでおり申請地を保安用地として取得したいという保安用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、火薬類製造業を営んでおり申請地を保安用地として取得したいという保安用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、以前より申請地を自宅及び作業場の通路として使用していたが、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、事業に適した申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅7棟の申請でございます。

36番 契約内容は売買、家族の所有する車の置き場に苦慮しているため申請地を義母より借り受けて自宅敷地を拡張したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、仕事量が増えてきたため申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、造園業を営んでおり事務所から近い申請地を購入し外構工事の展示場及び資材置き場として使用したいという展示場及び露天資材置き場の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、法人の代表者より申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

40番 契約内容は売買、自宅の敷地内に息子夫婦が家を建てることになり庭が手狭になるため申請地を買い受けたいという庭用地の申請でございます。

41番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、家族の所有する車の置き場に苦慮しているため駐車場として申請地を買い受けたいという露天駐車場の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般 住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、現在の駐車場に新設するため新たに申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、隣接の申請地を借り受けて幼稚園の保護者用の駐車場としたいという露天駐車場の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、現在の駐車場が使用できなくなるため新たに申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅及び露天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが、自己用住宅を持ちたく、母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、自宅が公共事業の事業地に該当するため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は賃貸借、事業規模の拡大に伴い資材の置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く53件でございます。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

- ○1番吉井委員 農地種別なのですが、この28番のこの「農」に該当しているとなっています。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 28番でよろしいでしょうか。

- ○1番吉井委員 農地種別について説明お願いします。
- ○事務局 こちら農振農用地という形。
- ○1番吉井委員 農振農用地。
- ○事務局 ええ。農振地域の中で、俗に言う青地のところでございます。青地につきましては、先ほど説明もしたかと 思うのですが、軽微変更という形で青地の中で農業施設用地という区分が、設定ができます。それを農林課の ほうで手続を踏んで農地でなくて、こちらは青地の中の農業用施設用地という形で用途を変更しましたので、転用 は可能という形でございます。
- ○1番吉井委員 そうすると、例えば農地を堆肥置き場にする場合にはどういう手続になるのですか。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 白地であれば通常のとおり、例えば3種農地、2種農地、1種農地でも農業施設用地でしたら転用が可能となりますので、特に用途変更等もなく白地の場合でしたら……
- ○1番吉井委員 青地の場合はどうなるのですか。
- ○事務局 青地の場合は今回と同じで、農林課のほうで受け付けしています農振農用地のところの用途を農用地から農業用施設用地というふうに変更していただいた上で、こちらの農業委員会のほうで転用の許可をとられております。
- ○依田会長 届け出だけでそれは済むのだよね。
- ○事務局 そうです。
- ○依田会長 農林課のほうから除外をもらわなくも、届け出だけで農林課のほうに。農業用施設用地については。
- ○部会長 よろしいですか。

ほかにどうですか。

はい、どうぞ。

- ○18番青柳委員 18番青柳です。15番のこの農振地域の太陽光発電施設の設置。これは、農振地区では農振 除外を初め出さなければだめなところなのですね。それなのに受け付けてしまうということ。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 こちらが1種農地という形になりまして、もともと農振農用地の青地ではないところなのです。農振農用地 に隣接する白地で、白地なのですが青地と隣接した一帯の農地でございまして、10へクタールの連担がありますこ とから、1種という形で見ております。
- ○18番青栁委員 はい、わかりました。
- ○部会長では、私のほうからあれなのですけれども、この15番は許可要件を得ていないということで、不許可ということで皆さんよろしいでしょうか。要件満たしていないから。
- ○11番伊藤委員 不許可。不許可にするということでしょう。
- ○部会長 はい。
- ○11番伊藤委員 いいのではないですか、しようがない。

- ○部会長 許可できないということで。
- ○11番伊藤委員 許可したいけれども、しようがない。
- ○部会長ほかにはどうですか。
- ○18番青柳委員では、もう一件、済みません。いいですか。
- ○部会長 どうぞ。
- ○18番青柳委員 この23番のもう一回、将軍塚工業団地還元地の説明をちょっとしてくれる。ちょっとよくわからないので。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局では、再度同じ文章を読み上げるような形でよろしいでしょうか。
- ○18番青柳委員 いや、まあいいのだけれども。では、ちょっと聞くけれども、250平米以上でなければ本来は開発許可がだめだということを言っていたのかい。
- ○事務局 そうです。下限が。
- ○18番青柳委員 下限がもう決まっているということ。
- ○事務局 はい。
- ○18番青柳委員 だけれども、申請地が229平米だから、還元地証明をつけろということを言ったということね。
- ○事務局 そうです。
- ○18番青栁委員 そうか。わからなかった。
- ○部会長よろしいですか。
- ○18番青栁委員 はい。
- ○部会長 ほかはどうでしょうか。よろしいですか。
- ○全員 はい。
- ○部会長 そうすれば、2番が取り下げ、15番が不許可、それとナンバー31、32、33及び39につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 異議なしということでございますので、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 取得後の目的は耕作のためでございまして、農地法第3条許可に基づく競売適格証明でございます。

2番 取得後の目的は耕作のためでございまして、農地法第3条許可に基づく競売適格証明でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願につきましては、2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 適格として証明することにいたします。 続きまして、報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出

1番 転用目的は賃貸住宅、用途指定区分につきましては準工業ほか8件、計9件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届け出

1番 契約内容は売買、転用目的につきましては通路用地でございます。用途指定区分は、第1種低層住居ほか32件、計33件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条の規定による通知

1番 契約内容は賃貸借、合意解約ほか3件、計4件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

こちらにつきましては、先月の農地部会におきまして許可相当とした案件のうち4条が4件、5条が55件、またそのうちの5条のナンバー5、ナンバー6、ナンバー8番につきましては、3,000平米を超える案件のため農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令との協議が調いましたので、平成28年7月22日付で許可証を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長以上のような報告がありました。

その他の事項について、事務局から何かあるようでしたら、よろしくお願いします。

○事務局

(事務局よりその他の事項について報告)

- ○部会長 ほかは大丈夫ですか、事務局は。
- ○事務局 はい。

- ○部会長 よろしいですか。皆さんのほうからは何かありますか。
- ○全員 なし。

◎閉会の宣告

○部会長 ないですか。それでは、以上で第25回農地部会を終了したいと思います。 ご協力ありがとうございました。

午後 3時30分 閉会